

議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会7月総会

日 時	令和3年7月26日(月)午後2時00分	開議
場 所	四万十町役場 大正地域振興局 2階	大ホール
日 程	第1	指定第7号 会期の決定について
	第2	指定第8号 議事録署名委員の指名について
	第3	報告第9号 非農地証明事務処理報告
	第4	議案第19号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
	第5	議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
	第6	議案第21号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
	第7	議案第22号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について
	第8	議案第23号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
	第9	その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 欠席 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 欠席 | 18. 宮脇 眞弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 欠席 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 欠員 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 11 甫喜本 治誠 17 中原 英昭 22 西井 健夫 37 田村 守

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・宮本 和也・森本 太貴・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和3年度四万十町農業委員会7月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さん、大変暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。また、暑い中利用状況調査をしていただいておりますが、暑さに気を付けてお願いしたいと思います。

私事で申し訳ないのですが、先月の16日に県の農業会議の総会がありまして、その総会をもって辞任をいたしました。10年間県の会長をさせていただきまして、皆様のご支援、ご協力があったお陰で10年努めることが出来ました。ありがとうございます。私もあと1ヶ月ですが、一生懸命務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、先月理事会がありまして、出席出来なかったのですが、意見の提出の説明が局長からあったと思います。また、山本道雄さんから話があったと思いますが、町長から提出していただいて、話もさせていただきましたが、農振水産課も含めて、2回連続で大正・十和の支援センターの意見書も出しておりましたが、前向きに執行部が検討していただいておりますので、今、チャンスじゃないかと思っております。これから、どういう風な仕組みを持って、大正・十和の支援センター的な物を立ち上げていくのか、論議をして進めていってもらいたい。ぜひ、このチャンスをしっかり捉えて前を向いて進んでほしいと思います。

議長 それではただ今から、令和3年度四万十町農業委員会7月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

ご起立をお願いします。今回の発声は議席番号30番 澤田憲男委員にお願いします。憲章は、添付書類の最後でございます。

30番 四万十町農業委員会憲章の朗読

委員 ～朗読～

議長 本日の会議に、11番 甫喜本治誠委員、17番 中原英昭委員、22番 西井健夫委員、37番 田村守委員からの欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第7号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和3年度四万十町農業委員会7月総会の会期は、令和3年7月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第8号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に16番 竹内純委員と、26番 甲把雄委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続きまして、日程第3 報告第9号 「非農地証明事務処理報告」について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第9号 「非農地証明事務処理報告」についてご説明いたします。

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は3ページをご覧ください。

今月は窪川地域4件、西部地域2件、全部で6件となっております。

窪川地域からです。

番号1番。添付資料は1ページから2ページです。米奥字シロハナ47番、地目、畑、面積、99㎡です。他2筆あり、合計で287㎡です。申請地の47番、48番1は40年以上前より農協の建物が建っており、5年ほど前に取り壊されております。48番2は50年以上前より公衆用道路として使用されています。令和3年6月14日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地証明を発行しております。

番号2番。添付資料は3ページから4ページです。若井川字ビシャゴ932番1、地目、畑、面積、107㎡。同じく932番6、地目、畑、面積、121㎡です。申請地の932番1は20年以上前より駐車場及び宅地への進入路として使用されており、932番6は20年以上前から耕作されておらず原野となっております。令和3年6月15日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地証明を発行しております。

番号3番。添付資料は5ページから6ページです。琴平町509番6、地目、畑、面積、102㎡と、同じく509番8、地目、畑、面積、56㎡です。申請地は20年以上前から宅地利用されており、一部分は取り壊されて更地になっています。令和3年6月23日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地証明を発行しております。

番号4番。添付資料は、7ページから8ページです。南川口字中ヤシキ475番1、地目、畑、面積、517㎡です。申請地は昭和57年に建物が建てられ、敷地の残りの部分

は山林及び原野となっています。証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

事務局 続きまして西部地域からです。

番号 5、添付資料は 9 ページから 10 ページをご覧ください。

土地の所在地は、大井川字沖林 1984 番 2、地目は畑、面積は 491 m²です。申請地は、30 年以上前より、建物が建築されている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4、証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 3 年 6 月 21 日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

番号 6、添付資料は、11 ページから 12 ページをご覧ください。土地の所在地は、野々川字内チ平 115 番 4、地目は田、面積は 109 m²です。外 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 191 m²です。申請地は、25 年以上前から耕作しておらず、現在に至っており、115 番 4 は、雑種地、130 番 6 は山林化した状態で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第 4 証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたため、農地への復旧が出来ない土地のため、非農地であると認め、令和 3 年 7 月 6 日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。西部地域から以上です。

議長 報告第 9 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。

特になければ、報告第 9 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 議案第 19 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 19 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は 5 ページです。

件数につきましては 3 件で窪川地域が 1 件、西部地域が 2 件となっております。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置は添付資料の 13 ページからご覧ください。

番号 1 からご説明します。土地の所有地、金上野字荷掛 1715 番、地目、畑、面積 3,645 m²です。外 1 筆ありまして、合計 2 筆、面積 4,489 m²です。権利事由は、所有権移転の売買。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は達成しております。申請地ではトウモロコシ等を栽培する計画となっております。窪川地区は以上になります。

事務局 続きまして西部地域からです。

番号 2 について説明いたします。添付資料の 14 ページをご覧ください。土地の所在地、大井川字上口 1236 番 2、地目、畑、面積、624 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は、相手方の要望です。譲受

人の下限面積は、後の農用地利用集積計画に出しております面積と合わせ達成をしています。申請地では、野菜等を栽培する計画です。

続きまして、番号3について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の15ページをご覧ください。土地の所在地、久保川字松ケハナ629番、現況地目、畑、面積、111㎡。以下1筆あり、合計で2筆。面積、258㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望。譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は、後の農用地利用集積計画に出しております面積と合わせ達成しています。申請地では、栗等を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第19号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番を、20番 中城康子委員。

20番 21日に現況が畑であることを確認しております。譲受人は、農地を効率的に利用しています。年間150日以上農作業や出荷作業をしています。取得する農地は、山の中にありまして、周辺に農地に悪影響はないと思います。譲渡人は、県外在住で7月21日電話にて確認しましたが、長い間本人は耕作しておらず、売買に至ったようです。譲受人は、トウモロコシ、花木等を植える予定だそうです。以上、番号1番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 それでは、番号2番。13番 伊東智江委員。

13番 番号2について説明いたします。先日確認を取りました。現況は畑であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しており、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には、営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲受人と譲渡人は、20年以上前にこの土地を売買する約束を交わしており、今回取得することになったそうです。譲受人は、責任感があり、専業農家ではありませんが、意欲のある方です。今後も畑として利用されるそうです。以上により問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号3番。35番 山崎力委員。

35番 先日、現況は畑であることを確認しました。譲受人は、これから栗、柚子を作っていくそうです。譲受人は、200日以上耕作をしているとのこと。周辺農地には支障はないと思います。以上です。

議長 議案第19号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 19 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 19 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 5 議案第 20 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 20 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書 6 ページ、今月は窪川地域 1 件、西部地域 1 件です。

まず、番号 1 番について説明します。添付資料は 16、17 ページです。申請地は、1 筆。見付字影地 1230 番 3、地目、畑、面積 89 m²の農地です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、露天駐車場の整備です。転用理由は、自家用車及び仕事用の車の駐車場、車まわし場として、自宅に隣接した申請地を利用するものです。当申請地は、今回転用の申請があった時点で駐車場として整備されておりまして、今後はこのような事態を起こさないよう反省している旨の始末書も提出されております。

農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、17 ページの土地利用計画図に示している形で、露天駐車場として利用します。既存宅地、赤色の囲み部と申請地である青色の囲み部を一体として利用するものです。

周囲の状況は、西側、北側は宅地、東側及び南側は同意有の農地となっており、特に影響は無いものと考えております。土地の造成計画については、特にありません。整地後、一部コンクリート舗装、一部砂利敷とします。進入計画については、南側の町道から進入します。進入部分の取り付け工事はありません。排水計画については、雨水のみで申請地内の砂利敷き部分にて自然浸透する計画です。

資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。窪川地域は以上です。

事務局 続きまして西部地域からです。番号 2 について説明します。添付資料は、18 ペー

ジから 19 ページになります。申請地は、3 筆。土地の所在地、大正中津川字奥森ヶ内 466 番 1、地目、畑、面積 200 m²です、外 2 筆あり、合計 3 筆、面積が 504 m²の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人、譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、山林です。転用理由は、植林して林業の活性化に寄与していくために山林としたいとのことです。

農地区分ですが、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しています。転用計画につきましては、19 ページの土地利用計画図に示している形で、植樹して山林にする計画です。周囲の状況は、西側は譲渡人の宅地、東側、北側は原野、南側は公衆用道路となっております。

土地の造成計画については、盛土、切土等はなく植樹する計画です。進入計画については、現状の道を利用し進入します。排水計画については、植樹するだけなので排水はありません。

資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを、確認しています。以上です。

議長 議案第 20 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。20 番 中城康子委員。

20 番 19 日に現地を確認し 21 日に面接してきました。既にコンクリート舗装して駐車場となっております。売った時には、畑ではなくて駐車場になっていたようです。譲渡人が、相続した家の管理をするために駐車場にして利用していたという話でした。譲受人は、先に購入した住宅の駐車場がなかったので、畑と知らず購入したと思います。周辺は、田んぼになっていますが、営農上は問題ないと判断しました。

議長 2 番の案件につきましては、私ですので補足説明をさせていただきます。
この土地につきましては、譲渡人は、地元でずっと居なくて 20 年以上耕作しておらず、譲受人が買い受けて植林をしたいということで、今回案件が出てきたわけですが、周辺農地の同意もありまして、営農にも支障がないと判断しました。問題ないと思います。

議長 議案第 20 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 20 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 20 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 6 議案第 21 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 21 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 3 年 8 月 2 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。議案書は 9 ページから、添付資料については 20 ページからになります。件数につきましては 13 件で 8 件が窪川地域、5 件が西部地域となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番からご説明します。土地の所在地、大井野字松カサコ 856 番、地目、田、面積、3,056 m²、以下 4 筆あり、合計 5 筆、面積 11,481 m²です。設定は更新です。期間は令和 3 年 8 月 2 日から令和 6 年 8 月 1 日までの 3 年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 2 番から 6 番までは利用権の設定を受ける者は同じになります。番号 2 番から説明します。土地の所在地、西原字修正田 754 番、地目、田、面積、2,928 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 8 月 2 日から令和 8 年 8 月 1 日までの 5 年間です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 3 番、土地の所在地、若井川字エルボヲシ 1448 番、地目、田、面積、377 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆、面積 2,923 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 8 月 2 日から令和 8 年 8 月 1 日までの 5 年間です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 4 番、土地の所在地、七里字沖野々乙 472 番、地目、田、面積、3,388 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 8 月 2 日から令和 8 年 8 月 1 日までの 5 年です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 5 番、土地の所在地、小向字小橋 282 番、地目、田、面積、1,453 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 8 月 2 日から令和 8 年 8 月 1 日までの 5 年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 6 番、土地の所在地、小向字下シンガイ 227 番、地目、田、面積 3,016 m²です。設定は新規としていますが、更新の期間のずれが生じたため新規としてしています。期間は令和 3 年 8 月 2 日から令和 8 年 8 月 1 日までの 5 年間です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続いて番号 7 番、土地の所在地、窪川中津川字道ノ下 984 番 1、地目、田、面積、958

m²です。以下3筆あり、合計4筆、面積5,394 m²です。設定は新規です。期間は令和3年8月2日から令和13年8月1日までの10年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続いて番号8番、土地の所在地、窪川中津川字下栗ノ木720番1、地目、田、面積、784 m²です。以下4筆あり、合計5筆、面積4,347 m²です。設定は新規です。期間は令和3年8月2日から令和13年8月1日までの10年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして西部地域からです。

番号9、土地の所在地、広瀬字クボ畠228番1、地目は畑、面積、344 m²です。外3筆ありまして、合計4筆。面積が2,141 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年8月2日から令和6年7月31日までの3年になります。作物は、野菜等を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、番号10、土地の所在地、久保川字松ケハナ84番1、地目は田、面積、435 m²です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和3年8月2日から令和8年7月31日までの5年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号11番から13番までは利用権の設定を受ける者が中間管理機構となっています。

番号11、土地の所在地、小野字シノヅノ上1080番、地目、畑、面積、1,341 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号12、土地の所在地、小野字曾我ノ森378番13、地目、畑、面積149 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号13、土地の所在地、小野字曾我ノ森378番14、地目、畑、面積、158 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号11番から13番まで全て設定は新規の設定になり、期間は、令和3年8月2日から令和6年1月3日までの2年5ヶ月です。西部からは以上です。

議長

議案第21号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。21番 岡村博晶委員。

21番

21日に現地確認と借受人に会い確認をしました。借受人は、認定農業者ではありませんが、長年にわたり農業をされている地域の担い手です。更新で内容も集積計画のとおりで問題ないと判断します。

議長

続いて、番号2番も21番 岡村博晶委員。

21番

21日に現地確認と今日事務所に確認をしました。利用集積計画のとおりで、周辺農地もきれいに整理されていて問題ないと判断します。

議長

続いて、番号3番。23番 西内一隆委員。

23 番 番号3について、7月18日に貸付人から確認をしました。現況地目は、2筆とも田で生姜を栽培しており、借受人は、生姜、水稲、にんにくを栽培する法人で、新規の設定ですが問題ないと判断しました。

議長 番号4番。26番 甲把雄委員。

26 番 番号4番について、借受人から確認しました。借受人は、地域の担い手でもあり、内容も計画どおりで新規の設定ですが、問題ないと判断します。

議長 番号5番、6番。29番 石田芳秋委員。

29 番 5番につきまして、借受人と貸出人双方に確認をしました。現状は隣の田んぼと1枚になっており、稲を作っています。借受人は、生姜、水稲を耕作しております。

6番ですが、事務局も説明していましたように、相続の関係で契約が遅れたという事です。現地は生姜を耕作しています。

議長 7番、8番を飛ばして9番の案件を、36番 上野渡委員。

36 番 番号9番について、借受人、貸出人双方から話を聞いて来ました。借受人の方は、約21年前に十和に移住して来たそうです。移住する前から、農業をしていたそうで、約30年有機栽培で野菜を作っているそうです。田んぼでは、水稲。畑では野菜を栽培することです。年間150日以上農作業に従事していることと、周辺農地に悪影響を与えないことを確認しています。内容も利用集積計画のとおりで、新規の設定ですが特に問題ないと判断しました。

議長 続いて、番号10番。35番 山崎力委員。

35 番 先日話をして来ました。添付資料を見てもらったら分かると思いますが、借受人は、自宅が隣で荒れるのが気になるので借りると言うことで、話がついたそうです。借受人は、200日以上農業に従事しており特に問題ないと思います。

議長 それでは議案第21号について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 21 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 21 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 22 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 22 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いします。

議案書は 12 ページからになります。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は 61 ページからご覧ください。今回は 2 件ありまして窪川地域、西部地域それぞれ 1 件ずつです。

番号 1 番から説明します。土地の所在地、窪川中津川字道ノ下 984 番 1、地目、田、面積、958 m²、以下 8 筆あり、合計 9 筆で、面積は 9,741 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和 13 年 8 月 1 日までです。水稻を栽培する予定です。窪川地域は以上になります。

事務局 続きまして西部地域からです。

番号 2、土地の所在地、小野字シノヅノ上 1080 番、地目、畑、面積、1,341 m²、以下 2 筆あり、合計 3 筆、面積 1,648 m²です。権利の種類は、1080 番が賃貸借権の設定、外 2 筆につきましては、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和 6 年 1 月 3 日までで、露地野菜を栽培する計画です。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

番号 1 番。27 番 市川正司委員。

27 番 この土地については、元々権利の設定を受ける者が作っておりまして、今回農地中間管理機構通す事によって新規になった物件です。今までどおり耕作することなので、問題ないと思います。

議長 番号 2 番。14 番 武内道則委員。

14 番 先日、借受人から話を聞いて来ました。この法人は、有機野菜を栽培している会社です。この農地は、先々月とその前の反対側になります。この農地も耕作放棄地になりかねない、あまり作っていない所です。ここは、土羽がありませんので隣の畑に蔓等が伸びていかないように、注意するようにと了承をいただいております。上の広い所も水

はけの悪い田んぼで、田んぼとしても誰も作り手がいなくなっているような所です。土羽等の草は綺麗に刈っていますし、今後も刈ってもらうことをお願いして了承してもらっていますので、問題ないと思います。

議長 議案第 22 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 22 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 22 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 23 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 23 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書 15 ページ、添付資料は 67 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして農地を取得した人となります。

今月は窪川地域の 3 件です。

番号 1、弘見字ヂヨロウダ 385 番 4、地目 畑、面積 178 m²につきまして、登記目的所有権移転、法務局受付日、令和 3 年 6 月 3 日。登記原因、昭和 52 年 11 月 17 日時効取得、とする登記がなされた通知がありました。この土地につきましては、担当委員と確認し、現地は添付資料 68 ページの写真のとおりで、現在は権利者が草刈をして管理しています。

続いて番号 2、秋丸字野中 296 番、地目、田、面積 383 m²、以下 3 筆。合計 4 筆 面積 665 m²につきまして、登記目的、所有権移転。法務局受付日、令和 3 年 6 月 21 日。登記原因、平成 12 年月日不詳時効取得とする登記がなされた通知がありました。

担当委員と確認し、現地は添付資料 73、74 ページの写真の通り、296 番は山林、373 番 1、374 番 5 は宅地の一部、388 番 2 は原野となっており権利者が管理しております。

続いて番号 3、中神ノ川字津々良口 174 番 3 地目、田、面積 124 m²、以下 2 筆、合計 3 筆 面積 268 m²につきまして、登記目的、所有権移転。法務局受付日、令和 3 年 6

月 22 日。登記原因、昭和 32 年 7 月 2 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、現地は添付資料 81、82 ページの写真の通り、174 番 3 は原野、175 番 5 は宅地の一部、176 番 4 は畑となっており、権利者が管理しております。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

議長 議案第 23 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番。10 番 山本道雄委員。

10 番 義務者から話を伺いました。祖父の代から登記がされていなかったということで、今回整理が出来たということで、大変喜んでおりました。

議長 それでは、番号 2 番。25 番 窪田良一委員。

25 番 義務者の方は、県外の方で管理が出来ないという事と、田んぼになっていますが、73、74 を見てもらったら分かりますが、権利者が山林以外は管理をしに来ています。問題ないと思います。

議長 番号 3 番の案件。24 番 市川絢子委員。

24 番 この案件について、昭和 32 年に義務者と権利者で譲る契約をしており、義務者も自分の土地ではないとずっと思っていたそうです。権利者が今回自分の土地を自分名義にするということで、整理をしている途中で名前が違っていると分かり、今回時効取得の申請をしたそうです。問題ないと思います。

議長 議案第 23 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 23 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 23 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 その他の件について議題とします。

議長 事務局でありませんか。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。

28 番 前回の総会で、四万十町農業委員会意見書の回答がありまして、今回農地利用の確認に回っていたところ、地元の農家さんから今回中間管理機構の事業で基盤整備をしているのですが、それから外れた所の集積が出来なくて。ここは出来ないと言われた所があって、他に事業はないのかと話がありまして、農地耕作条件改善事業があるよと言いましたが、負担が 2 割いるということで、負担金を出してまではようやらんという話を聞きました。意見書でも、そういう事業で改善していきたいということで、回答いただいていたんですが、だんだんそういう所が増えてくると思いますので、町単でなんとか出来ないかと農業委員会からひと押ししてもらえないかなとお願いしたいです。

議長 ちなみに面積はどれくらいですか。

28 番 面積は、広い所で 6 反、7 反くらい。ひとまとめにしたらあるんですけど、集積が出来ていない、今回の所は、2 反くらいあるところが地主さんの了解が得れなかったというところで、管理機構からそれが、集積が出来ていないと見なされて頓挫してしまいました。

それと別に今までに申請していないけど、今まで守っていた所が高齢化してきているのと、仮に作ってもらうにも農道がないなど、せまちな直しをして、貸し出したいというような意見がぼつぼつ聞こえてきています。負担金を出してまではよう作らんということも聞こえていますので、農業委員会もこういう活動をしているなら町へお願いしたいです。

事務局 今回出された事は、私から担当課に伝えたいと思います。ただ、負担金なしという所がネックかなという感じはありますが、声をあげないと変わりませんので、意見書にも書かせていただいたところではありますが、引き続き農林水産課等に伝え、声をあげていきたいと思います。

議長 8 割を担い手に集積しないさいと言うのが国の目標ですから、集積をするための基盤整備だったらいいのですが、なかなかそこから外れた農地について今からどう拾っていくのか課題だと思います。

ただ、そういう思いがあるということが大事だと思います。そういう声は、事務局、僕からも町長なり農林水産課なりにあげていかななくてはいけないと思います。

議長

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和3年度 四万十町農業委員会 7月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時20分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和3年 月 日

会 長

署名委員 16番

署名委員 26番
